

人間ドックと脳ドックの受診費用を補助

■定員と対象者

区分	定員	申込条件
国保加入者	人間ドック 900人	①4月末日時点で6カ月以上継続して国保に加入し、保険料を完納している人 ②受診時に30歳以上75歳未満の人 ③妊娠や入院していない人
	脳ドック 500人	
後期高齢者医療制度加入者	人間ドック 300人	①市から資格確認書の交付を受けている人 ②後期高齢者医療保険料を完納している人 ③入院していない人
	脳ドック 150人	

※脳ドックは、前年度に市の脳ドック助成制度を利用した人は申込不可。
 ※定員を超えた場合は抽選を行います。前年度に市の各ドック助成制度を利用していない人を優先します。
 ※人間ドックや併用ドックを受診した人は、同年度の特定健康診査、後期高齢者健康診査を重ねての受診不可。

■受診できる医療機関

医療機関名	人間ドック	脳ドック	併用ドック
京都第一赤十字病院	○		○
京都きづ川病院	○	○	○
蘇生会総合病院	○	○	○
大和健診センター	○	○	○
京都田辺中央病院	○	○	○
知音会御池クリニック(男性専用)※1	○	○	○
知音会御池クリニックレディースプラザ(女性専用)	○		○
知音会四条烏丸クリニック	○		○
京都工場保健会総合健診センター	○	○	○
京都工場保健会宇治健診クリニック	○		
京都工場保健会山科健診クリニック	○		
京都市立病院	○	○	○
美杉会健診センター(婦人科なし)	○		
京都予防医学センター	○	○	○
くずは画像診断クリニック(婦人科なし)※2	○	○	○
くみやま岡本病院	○	○	○
創健会西村診療所	○		○
武田病院健診センター	○	○	○
宇治武田病院健診センター	○		○
医仁会武田総合病院健康管理センター	○		
男山病院(婦人科なし)	○		
関西医科大学くずは駅中健康・健診センター	○	○	○

※1 脳ドックのみの場合は、女性も受診可。
 ※2 胃の検査方法はバリウムのみ。
 ※標準的な検査項目や費用等、詳細は市ホームページ(4月6日更新予定)をご覧ください。

問 国保医療課 (☎983-2962)

八幡市国民健康保険(国保)加入者と後期高齢者医療制度加入者を対象に、半日人間ドックおよび脳ドックの受診費用を補助します。詳しくは右記二次元コード=4月6日に令和8年度の申し込み受け付けに更新予定=からご確認ください。



■申込期間

例年と申込期間が異なりますのでご注意ください。

- ▶1次=4月8日(水)~17日(金)
 - 午前8時30分~午後5時
 - ※郵送の場合、当日消印有効。
 - ※先着順ではありません。定員を超えた場合は抽選を行います。
 - ※利用券は4月下旬頃に郵送にてお送りします。
- ▶2次=4月20日(月)~5月8日(金)
 - 午前8時30分~午後5時
 - ※郵送の場合、当日消印有効。
 - ※1次申込で定員に達した場合は、2次申込を実施しない場合があります。
 - ※定員を超えた場合は抽選を行います。
 - ※利用券は5月下旬頃に郵送にてお送りします。

■受診期間 利用券到着後~令和9年3月31日(水)

■自己負担額 受診費用の3割相当額(金額は医療機関・男女・胃部検査方法により異なります。後期高齢者医療制度加入者の人間ドック自己負担額は、受診費用から1万1000円を差し引いた額となります)
 ※各医療機関で自己負担金額が異なります。

■申込方法 A~Cのいずれかの方法で申請してください。
 ※電話による申込不可。

A Web申込(4月8日以降アクセス可)



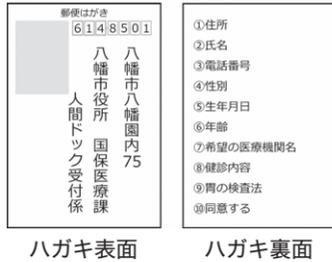
◀ 国保加入者

後期高齢者医療制度加入者 ▶



B 郵送 ハガキ=右の画像=

または封書に一人1枚ずつ、①住所②氏名③電話番号④性別⑤生年月日⑥年齢⑦希望の医療機関名⑧健診内容(人間ドック・併用ドック・脳ドックのいずれか)⑨胃の検査法(カメラ・バリウムのいずれか)※脳ドックのみの場合、胃の検査なし⑩保健指導等の活用のため、受診結果の写しが医療機関から市に提出される旨の同意(「同意する」と記入)を明記の上、〒614-8501 国保医療課 人間ドック受付係へ。



C 窓口申込

資格確認書または資格情報のお知らせを持参して国保医療課へ。

令和8年4月から

子ども・子育て支援金制度が開始されます

子どもや子育て世帯を社会全体で支えるための制度です。支援金は従来の医療保険料とあわせて徴収され、児童手当の拡充など子育て支援の取組に充てられます。



子ども・子育て支援金制度について
 (こども家庭庁ホームページ)

Q なぜ支援金制度が必要なのか?

A 近年、少子化や人口減少が加速している状況から、国はこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なる子ども・子育て支援の拡充を実施することを決定しました。支援金はこの取組を支える財源の一部になります。

Q 徴収はいつからか?

A 令和8年度分から徴収が始まります。国民健康保険は6月に、後期高齢者医療は7月に送付する保険料の通知書を確認してください。その他は、加入している健康保険に確認してください。

Q 子どもがいない世帯からも徴収するのか?

A 社会全体で支える仕組みであるため、子どもがいない世帯も対象になります。

Q どういった支援の財源になるのか?

- A ①児童手当の拡充(令和6年10月から拡充)
- ②妊婦のための支援給付(令和7年4月から実施)
- ③育児時短就業給付(令和7年4月から実施)
- ④出生後休業支援給付(令和7年4月から実施)
- ⑤こども誰でも通園制度(令和8年4月から実施)
- ⑥育児期間中の国民年金保険料免除(令和8年10月から実施)の6つの事業です。



最近話題の子ども・子育て「支援金制度」について
 (こども家庭庁公式ノート)

問 こども家庭庁コールセンター (☎0120-303-272) 受付時間=平日午前9時~午後6時
 国保医療課(国保☎983-2962、後期☎983-2976) 受付時間=平日午前8時30分~午後5時15分